吸収合併に係る事後開示書面

（会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面）

2024 年 6 月 1 日

株式会社エル・ティー・エス

2024 年 6 月 1 日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区元赤坂一丁目 3 番 13 号
株式会社エル・ティー・エス
代表取締役　樺島弘明

当社は、2024 年 3 月 28 日付で、株式会社イオトイジャパン（以下「イオトイジャパン」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024 年 6 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、イオトイジャパンを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです

記

1. 吸収合併が効力を生じた日
   2024 年 6 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（
   (1) 差止請求（会社法第 784 条の 2 ）
   該当する事項はありません。
   (2) 反対株主の買取請求（会社法第 785 条）
   該当する事項はありません。
   (3) 新株予約権の買取請求（会社法第 787 条）
   イオトイジャパンは、新株予約権を発行していなかったため、該当する事項はありません。
   (4) 債権者の異議（会社法第 789 条）
   イオトイジャパンは、2024 年 4 月 19 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過
   (1) 差止請求（会社法第 796 条の 2 ）
   本吸収合併は簡易合併であるため、該当事項はありません。
   (2) 反対株主の買取請求（会社法第 797 条）
   本吸収合併は簡易合併であるため、該当事項はありません。
   (3) 債権者の異議（会社法第 799 条）
   当社は、2024 年 4 月 19 日付で官報に公告を行うとともに、同日付で電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、イオトイジャパンの資産、負債及びその他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社の事前備置書面

イオトイジャパンの事前開示書面は、別紙のとおりです。

6. 変更登記日

当社は、2024 年 7 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙　吸収合併消滅会社の事前備置書面

吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2024 年 3 月 28 日

株式会社イオトイジャパン

2024 年 3 月 28 日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都港区元赤坂一丁目 3 番 13 号
株式会社イオトイジャパン
代表取締役　下森右子

当社は、2024 年 3 月 28 日付で、株式会社エル・ティー・エス（以下「エル・ティー・エス」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、2024 年 6 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、エル・ティー・エスを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は、下記のとおりです

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

　2024 年 3 月 28 日付で当社とエル・ティー・エスが締結した吸収合併契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

　当社がエル・ティー・エスの完全子会社であるため、本吸収合併に際し、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

　該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

　該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号）

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等

　エル・ティー・エスは、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）により、ご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本件吸収合併効力発生日後のエル・ティー・エスの資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後のエル・ティー・エスの収益及びキャッシュ・フローの状況について、エル・ティー・エスの債務の履行に支障を及ぼすような事態の発生は、現在のところ予測されておりません。したがって、本吸収合併後におけるエル・ティー・エスの債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

以上

別紙１　吸収合併契約書



吸収合併契約書

株式会社エル・ティー・エス（以下「甲」という。）及び株式会社イオトイジャパン（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第２条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）
商号：株式会社エル・ティー・エス
住所：東京都港区元赤坂一丁目３番１３号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）
商号：株式会社イオトイジャパン
住所：東京都港区元赤坂一丁目３番１３号

第３条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第４条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第５条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年６月１日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第６条（株主総会の開催）

本合併は、甲においては会社法第796条第２項に定める簡易合併の手続きにより、乙においては同法第784条第１項に定める略式合併の手続きにより、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第７条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第８条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第９条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書１通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保有する。

2024年3月28日

（甲）
住　所　東京都港区元赤坂一丁目３番１３号
会社名　株式会社エル・ティー・エス
代表者　代表取締役　　樺島　弘明

（乙）
住　所　東京都港区元赤坂一丁目３番１３号
会社名　株式会社イオトイジャパン
代表者　代表取締役　　下森　右子